

通所介護・地域密着型通所介護における敷地外でのサービス提供等に関するQ&Aについて

No.	区分	質問	回答
1	機能訓練等・年間行事共通 人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準は（看護師等） ・人員配置について、外出・屋内が半分ずつの場合、生活相談員・看護師配置は ・屋外サービスについて生活相談員・介護職員どちらを残すか（利用者が残る場合） 	<p>①生活相談員 屋外・屋内それぞれに配置する必要はありません（事業所全体でサービス提供時間分の配置があれば足りる）。 ただし、生活相談員が介護職員として屋外サービスに従事する場合は、別途当該時間分の生活相談員の配置が必要になります。</p> <p>②看護職員 必ずしも屋外・屋内それぞれの配置を求めるものではありません。屋外でサービスを受ける利用者と屋内でサービスを受ける利用者それぞれの心身の状態にあわせて必要な配置をしてください。</p> <p>③介護職員 屋外サービスについては、利用者の人数や心身の状態に応じ、効果的な機能訓練等を実施することができ、かつ利用者の安全を確保できる配置としてください。 屋内サービスについては、屋内でのサービスを受ける利用者の数に応じ、指定基準上求められる員数を配置してください。</p> <p>④機能訓練指導員 個別機能訓練加算Ⅱを算定する場合は、機能訓練指導員が直接訓練をすることとなりますので、屋外で個別機能訓練を実施するときは、その間の配置が必要となります。</p>
2	機能訓練等を目的として行う場合	ケアプランへの位置づけ	<p>今後千葉市の方で明確に設定して頂いたのでケアマネ・通所が連携を行いプランを再度見直した方がよい</p> <p>通所介護計画はケアプランの内容に沿って作成する必要がありますので、ケアプランに示された利用者の課題の解決や目標の達成に向けて通所介護事業所が担う役割（提供するサービス内容）が何であるかを確認し、必要に応じてケアマネジャーと調整してください。</p>
3	機能訓練等を目的として行う場合	機能訓練等の範囲	<p>単なる気分転換ではなく意味のある気分転換はと言った表現で記録するのか</p> <p>敷地外で行う機能訓練等が効果のあるもの（意味のあるもの）かどうかの判断は、利用者個々の心身の状況や抱える課題に対し、敷地外で行おうとするサービスにどのような効果が期待できるか、その効果は敷地外でなければ得られないものかを利用者ごとに検討し、判断することとなります。</p> <p>例えば、機能訓練等に対する意欲がなく、意欲の引き出しが課題とされている利用者については、敷地外に出ることで意欲引き出しの効果が期待できるか、その効果は事業所内では得られないものかを検討のうえ、敷地外で行なおうとする機能訓練等の内容、期待する効果、実施頻度などを通所介護計画書に盛り込むようにしてください。</p>

No.	区分	質問	回答
4	機能訓練等を目的として行う場合	機能訓練等の範囲	機能訓練としない外出は全てダメですか 例えば認知症の方の対応で少しの間外に出て気分転換が必要な利用者がいます
5	機能訓練等を目的として行う場合	機能訓練等の範囲	買物については訪問介護のサービスがあるため認められないとのことだが、訪問介護には時間の制約があるのではないか
6	機能訓練等を目的として行う場合	機能訓練等の範囲	不穏な徘徊者の安全確保のために屋外での歩行に付き添うことは良いか
7	機能訓練等を目的として行う場合	機能訓練等の範囲	帰宅願望者の意欲の引き出しや不穏な状態への対応として車・車いすでの外出は良いか

敷地外で行う機能訓練等は、身体機能の維持向上を図るものに限定的なものではありません。利用者が抱える課題の解決や目標の達成に効果があると判断されるものは、敷地外でも行うことができます。

利用者個人が自宅で消費・使用するものを購入することは、介護保険において訪問介護の制度があることや、平成30年9月28日付で厚生労働省から保険外サービスに係る通知が発せられたことを踏まえ、通所介護サービスとして提供することが適切ではないものと考えます。

そのため、利用者の希望により利用者個人が自宅で消費・使用するものを購入する場合には、訪問介護の利用又は厚生労働省の通知に沿った保険外サービスの利用をケアマネジャーと調整してください。

※厚労省通知：「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」

不穏時に外に出ようとするのを無理に引き止めようとすると、かえって逆効果になることもあり、その場合には落ち着くまでしばらく付き添うこともあると思います。このような場合には、必ず利用者に付き添うようにしてください。

なお、この場合の外出は、計画的に行う機能訓練等や年間行事とは異なり、利用者の安全等の確保のために行う随時の援助となりますので、通所介護計画書等に位置づけが無くても当然に行うことができるものです。

敷地外で行う機能訓練等の目的を達成するために必要なものであれば、手段は問いません。

なお、No. 6のような随時の対応の場合も同様です。

No.	区分	質問	回答
8	機能訓練等を目的として行う場合	計画書の作成等 個別機能訓練計画書に外出する記載が無ければ 外出レクは不可か	レクリエーションを目的として外出するものは、基本的には「年間行事」に当たるものと考えます。年間行事は、利用者ごとの効果の検討を求めるものではありませんので、個別機能訓練計画書に盛り込む必要はありません。 一方、機能訓練等を目的として敷地外でサービスを提供する場合には、利用者個々の心身の状況や抱える課題を踏まえたうえで、敷地外で行おうとするサービスにどのような効果が期待できるか、その効果は敷地外でなければ得られないものかを利用者ごとに検討し、当該機能訓練等の内容、期待する効果、実施頻度などを通所介護計画書に盛り込む必要があります。 なお、個別機能訓練加算を算定している場合には、個別機能訓練計画書に盛り込むようにしてください。
9	機能訓練等を目的として行う場合	事業所の「周辺」の範囲	利用者ごとに設定した機能訓練等の内容や期待する効果を達成することができる適切な場所、かつ事業所から最短となる場所を選定してください。 なお、その場合にあっても、運営規程に定めたサービス提供時間内で往復することができ、かつ、通所介護計画に位置付けられた他のサービス(入浴など)に影響がない範囲としてください。
10	機能訓練等を目的として行う場合	評価等の頻度	1ヶ月に1回程度敷地外での機能訓練の実施状況を確認とあるが、モニタリングは毎月するが評価・記録等は1ヶ月か
11	機能訓練等を目的として行う場合	評価等の頻度	ひと月に1回程度の評価とあるが、外出行事が月一回程度しか実施しない場合、正しい評価になるのか
12	機能訓練等を目的として行う場合	ケアプランの評価の時期	ケアプランの評価は、月一回の評価か介護計画と一緒に評価で良いか
			敷地外で行った機能訓練等の内容については、通所介護サービスの提供記録又は個別機能訓練の実施記録として、実施の都度記録してください。 その上で、月に1回程度、実施記録等を参考にモニタリングし、期待した効果が表れているかを評価し、それを記録するようにしてください。 年間行事としての外出は、機能訓練等を目的とした外出とは異なるものであり、機能訓練等の効果までを求めるものではありません。 一方、機能訓練等を目的とする外出の場合には、通所介護計画を作成する段階で、機能訓練等として期待される効果が月1回の実施で見込めるかを十分に検討してください。 ケアマネジメントにおいて月1回以上行うこととされているモニタリングにより、ケアプランに位置づけたサービス等の実施状況を把握等するとともに、あらかじめ設定した短期目標の期間に合わせて評価をしてください。 その上で、利用者の解決すべき課題に変化が認められる場合等には、必要に応じてケアプランを変更したり、サービス事業者間との連絡調整をしたりしてください。

No.	区分	質問	回答
13	機能訓練等を目的として行う場合	買物 事業所で行うイベントの準備のための物品購入や事業所が提供する昼食等の食材の購入を利用者の機能訓練としてよいか。	利用者個人が自宅で消費・使用するものではなく、事業所で用いるものであるため、買物に課題がある利用者に対する機能訓練として盛り込んでも差し支えありません。
14	機能訓練等を目的として行う場合	個別機能訓練 全体で外出した際も個別機能訓練Ⅱで加算して良いか	個別機能訓練加算は、個別機能訓練計画書に基づいて実施する場合に算定できるものです。加えて、個別機能訓練加算Ⅱの場合、5人程度以下の小集団に対して機能訓練指導員が直接機能訓練を行うこと、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練を行うことが求められます。全体で外出した際に個別機能訓練加算Ⅱが算定できるかどうかは、これら加算要件を満たす訓練が行えるかどうかで判断してください。
15	年間行事を目的として行う場合	「全員参加」の考え方 ・外出は全員参加 ・全員参加は、本人の選択で不参加出来るか ・原則全員参加と言うのはどこまでか ・職員が足りない 気分的に行きたくない利用者は ・屋外サービスの場合レベルの違う利用者の全員参加は難しい	敷地外で行う年間行事については、特定の利用者だけを対象として企画することは適切ではありません。また、職員の人員不足により利用者全員の参加ができない行事は認められません。 一方、例えば以下のような場合には、結果として全員参加が適わなかったとしてもやむを得ないものと考えます。 ①利用者全員が参加できるような企画を立てたが、当日の体調不良により欠席者が出た場合 ②各利用者の意向を踏まえて企画を立てたが、後日、利用者から参加辞退の申し出があった場合 ③気分的に行きたくない利用者が出てしまった場合 ④利用者の心身の状況等に配慮して行先やプログラムを複数設定する等し、利用者全員が参加できるよう企画したが、結果的に全員参加に至らなかった場合 なお、結果として気分的に行きたくない利用者が出てしまったものはやむを得ないと考えますが、次回は参加できるような行事を企画するよう努めてください。 また、敷地外で実施する年間行事に参加しない利用者がある場合には、当該利用者に対して通常のデイサービスを行うことができる体制を確保してください。
16	年間行事を目的として行う場合	「全員参加」の考え方 時間は同一時間でなければならないか	全員が同一時間に同一の行動をとらない場面として、例えば少人数の集団に分かれて行動したほうが効果的・効率的に行事が行える場合などが考えられます。 実施する行事の内容、当日の参加人数、利用者の状態、利用者の意向等を踏まえて行事の工程を設定するようにしてください。

No.	区分	質問	回答
17	年間行事を目的として行う場合 事業所の「近隣」の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の近隣とはどこまでの範囲か ・近隣とはどの範囲（外出行事としての距離は） ・近隣の範囲は ・近隣とはどこまでの範囲か ・事業所の範囲内とはどこまでか。近隣とは送迎範囲内で良いか ・近隣・周辺の範囲は 	<p>利用者に対して過度な実費負担を強いることなく、かつ、利用者の安全面等を考慮したうえで、事業所から最短となる場所を選定してください。</p> <p>なお、この場合にあっても、運営規程に定めたサービス提供時間内で往復することができる場所としてください。</p>
18	年間行事を目的として行う場合 実施頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・外食が認められたの大きい 数か月に1回とはどれくらいに1回か ・頻回にならない「数か月」とは具体的には 	<p>季節の節目となる節句等を想定して設定したものであり、多くても2ヶ月以上に1回程度としてください。</p> <p>なお、開催時期は、必ずしも節句の時期に合わせる必要は無く、事業所で自由に設定することができます。</p>
19	年間行事を目的として行う場合 実施頻度	外食について頻回とは、施設としてか利用者としてか	<p>外食の頻度は、事業所が行事として行う回数としてください。</p> <p>なお、各利用者の利用日に応じ、同一週又はその前後の週に複数回行うこととなるものは1回の行事とカウントして差し支えありません。</p>
20	年間行事を目的として行う場合 外食の内容	外食の中におやつを食べるという目的での外出は可能か	<p>おやつも可としますが、サービス提供時間内に事業所に到着できるようにしてください。</p> <p>なお、おやつ代については、事業所で普段徴収している料金では不足することもあると思われますが、利用者の同意があれば別途徴収することとしても差し支えありません。ただし、高額な飲食代により、経済的に負担できる利用者だけが参加することにならないよう留意してください。</p>
21	年間行事を目的として行う場合 ケアプランへの位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・年間行事・外出行事に参加するためにはケアプランに必ず記載が無ければならない ・通所サービスはケアプランに基づいてサービス提供しているためケアプランの中に年間行事への参加と言うような文言を入れてもらった方が良いか 	<p>年間行事（外出を含む）については、ケアプランの位置づけまでを求めるものではありません。</p>
22	年間行事を目的として行う場合 利用者への説明等	<ul style="list-style-type: none"> ・年間行事の周知方法について教えてください ・年間行事の書式はどのような形か ・開催を伝えていれば良いのか・書面等で参加確認を取れば良いのか ・年間行事の同意は、文章で必要か口頭で良いか ・年間行事として計画を立てれば同意は1回で良いか。毎月とる必要があるか。同意書面必要か 	<p>年間行事については、暦年又は年度で当期の年間行事の概要を作成する等し、年間で行う行事の概要を利用者やその家族に示してください。（所定の様式はありません。平成30年12月14日に開催された千葉県在宅サービス事業者協議会主催の勉強会において、同協議会から紹介のあった「年間行事スケジュール表（案）」などを参考にしてください。）</p> <p>また、各行事の開催時期が近づいた際には、企画した行事の詳細（日程・内容・費用等）について説明し、同意を得てください。この場合の同意は、文書による同意でなくても構いません。</p>

No.	区分	質問	回答
23	年間行事を目的として行う場合	利用者への説明等	<p>外出行事の個別計画書・記録の取り方が不明</p> <p>年間行事については、利用者個別の機能訓練等を目的とするものではないため、通所介護計画書や個別機能訓練計画書に盛り込む必要はありません。</p> <p>なお、各行事を実施した際の記録については、通所介護サービスの提供記録として、行った行事の内容、時間、利用者の参加時の様子などを記録するようにしてください。</p>
24	年間行事を目的として行う場合	買物	<p>地域密着型通所介護の位置づけを教えて欲しい</p> <p>商店街内に通所が有り地域交流として商店街への買い物はダメか</p> <p>地域密着型通所介護の場合も通所介護と同様の取扱いです。</p> <p>地域の商店街と連携して地域交流を目的とするイベントを企画し、その地域との交流を図る中で買物を行うものは、年間行事として位置付けて差し支えありません。</p>
25	保険外サービス	ケアプランへの位置づけ	<p>保険外サービスもケアプランに位置付けるのか</p> <p>インフォーマルなサービスもケアプランに位置付ける必要があるため、保険外サービスもケアプランに位置づける必要があります。</p>
26	保険外サービス	サービス提供時間	<p>提供時間の合算の方法は</p> <p>例えば、予定されたサービス提供時間が9:00～17:15(8時間15分)、保険外サービスの提供時間が13:00～15:00(2時間)である場合は、6時間15分がサービス提供時間になり、所要時間6時間以上7時間未満での算定となります。</p>
27	保険外サービス	サービス提供時間	<p>買物代行サービスとはスタッフが一緒に行くと言う事かスタッフだけが行く場合はサービス時間は変更が無い理解で良いか</p> <p>スタッフが利用者に代わって買物をし、利用者は事業所内で予定された通所介護サービスを受ける場合は、通所介護サービスの所要時間から抜く必要はありません。</p> <p>ただし、買物代行を行うスタッフは保険外サービスの従事者となるため、当該買物代行を行った時間は通所介護の労働時間に含めることはできません。</p>
28	保険外サービス	医療保険との併用	<p>医療保険と介護保険の併用となるのは</p> <p>医療機関の受診対応は、通所介護サービスの提供を一旦中断し、保険外サービスとして対応するものであるため、介護保険との併用には当たりません。</p> <p>また、保険外サービスの提供時間が通所介護の所要時間の区分に変更を生じさせない時間数である場合は、当初の所要時間を変更する必要はありません。</p>
29	保険外サービス	家族対応による場合のサービス提供時間	<p>保険外サービスで事業所外に家族が連れて行き戻ってくるのは</p> <p>平成30年9月28日付の厚生労働省の通知は、通所介護事業者が、通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合の取扱いを示したものであり、家族が対応したものは、従来どおりの取扱いとなり、通所介護サービスはその時点で終了となります。</p> <p>※厚労省通知：「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」</p>

No.	区分	質問	回答	
30	保険外サービス	サービス担当者会議を開催する際のサービス提供時間	通所利用時のサービス担当者会議の取扱いは今まで通りで良いか	サービス担当者会議はマネジメントの一環として行われるものであり、利用者の希望により行われるものではないため、従来どおりの取扱いとなり、通所介護サービスはその時点で終了となります。
31	保険外サービス	料金設定	<ul style="list-style-type: none"> ・自費の上限は実際いくらまで ・同行する職員の経費は 	<p>介護保険外サービスは、事業者と利用者の契約に基づいて行われるものであるため、サービス提供に要するコストや類似サービスの相場などを踏まえて適切に設定してください。</p> <p>なお、通所介護サービスの提供中に、利用者に対して保険外サービスを提供する場合には、通所介護とは別に、当該保険外サービスに係る運営規程を定め、また、重要事項説明書によりサービス内容や料金等についての同意を得る必要があります。</p>
32	保険外サービス	保険外サービスにおける制限	ルールを守ることが大変なので、通所の休日に保険外サービスとして外食会を行う場合何か制限はあるか	<p>通所介護の営業日以外の日に保険外サービスとして外食会を行う場合は、介護保険法規の適用範囲外のものとなりますので、民法や道路運送法など、行おうとする保険外サービスに関連する法規を順守して実施してください。</p> <p>なお、加入している損害賠償保険が適用されないことが想定されますので、予め加入している損害賠償保険の適用範囲を確認してください。</p>
33	保険外サービス	保険外サービスにおける制限	保険外サービスは何でもありになる危険性があるのでは それを売りにする通所が出てくると問題が起こるのでは	<p>ケアマネジャーは、利用者の自立支援や重度化防止に向け、インフォーマルなサービスも含めて利用者にとって適切なサービス等を組み合わせたケアプランを作成しています。</p> <p>通所介護事業者が行う保険外サービスによって利用者の自立支援や重度化防止が阻まれることの無いよう、保険外サービスの実施に当たっては、利用者の家族やケアマネジャーとの連絡・調整を図ってください。</p>
34	全サービス	損害賠償保険	損害保険が高くなる	加入する損害保険会社に対し、敷地外でのサービス提供時や保険外サービスの提供時の補償についてよく確認してください。
35	その他	通所リハビリテーション	敷地外におけるサービス提供の取扱いは、通所リハビリテーションも同様と考えて良いか。	通所リハビリテーションについても同様の取扱いとお考えください。